

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第3回所沢市みどりの審議会
開 催 日 時	平成30年7月5日(木) 10時00分から11時50分 まで
開 催 場 所	市役所7階701会議室
出 席 者 の 氏 名	亀山 章、荻野 豊、城戸 基秀、木村 智子、長谷川 勝、大谷木 康一、 原口 雅人、塚原 高志、水上 哲朗、三ツ木 雅秋、関谷 佳和(以上、 審議委員) 木村 章法、神谷 友美(以上、朝日航洋株式会社)
欠 席 者 の 氏 名	池邊 このみ
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1) 会長及び職務代理の選出 (2) 所沢市みどりの基本計画策定について 重点地区の検討 (3) その他
会 議 資 料	・ 次第 ・ 資料1 第1回みどりの審議会における主な意見 ・ 資料2 所沢市みどりの基本計画【改訂版】-たたき台- ・ 資料3 平成30年度第3回所沢市みどりの審議会資料 ・ 所沢市みどりの審議会委員名簿 ・ ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例施工規則(抜粋) ・ 所沢市まちなかみどり保全地区設置要綱
担 当 部 課 名	環境クリーン部部長 廣川 澄芳 みどり自然課長 奥村 稔 建設部公園課長 岩崎 幸司 みどり自然課 主査 荒井 直樹 みどり自然課 主任 荻野 敏行 建設部公園課 主任 樋口 直紀 みどり自然課 主任 児玉 治彦 電話 04(2998)9373

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 開 会 市役所 7 階 701 会議室にて、みどり自然課 荒井主査の司会で開会。</p> <p>2 委嘱状交付式 環境クリーン部 廣川部長より各委員に委嘱状の交付を行った。</p> <p>3 議題 議題 1 会長及び職務代理の選出 会長が選出されるまで、環境クリーン部 廣川部長が仮議長として議事を進行し、委員の互選の結果、亀山委員が会長に選出された。また、会長の指名により、池邊委員が職務代理に選出された。</p> <p>議題 2 所沢市みどりの基本計画策定について 重点地区の検討 資料 1 から資料 3 をもとに、みどり自然課 児玉主任から説明をおこなった。質疑応答については次のとおりであった。</p>
亀山会長	ご質問、ご意見等あるか。
城戸委員	緑化重点地区で市民緑地認定制度が適応できるということだが、市街化調整区域にかけるとはできるのか。
児玉主任	市街化調整区域だからかけてはいけない、というものではない。制度は身近な都市公園等の不足を補うことを主旨とする所もあり、市街化区域内を制度の適応区域として想定した。
城戸委員	資料 1 の制度の仮定イメージに、三鷹市のゴルフ場跡地があることから、制度は市街化調整区域に適応されても良いのかと思われるのだが。区域の境目で開発が進みやすいこともあり、こういった制度を用いて緑地をつくっていくという考え方もある。
亀山会長	わかりにくいのは、基本方針 1 から 4 に対して、エコロジカルネットワーク重点地区は除いて、他は法律に基づく制度を重点地区として当てはめていること。法律に基づくものは重点地区として全てここにぶら下がるものなのか、ということもある。法律で定められるものは、必ずしも重点地区に収まるように考えられたものではないので。今、城戸委員

	<p>の質問された、市街化調整区域をやってはいけないのか、という話しになると、やっていけなくはないようにできている。重点地区の考え方は、あくまでも所沢市では法律を適応させる範囲をここにする、という考え方なので、そこが少しややこしい。城戸委員の質問のように、一般的に言うところのこのようなやり方で良いのかということになるし、私としてはこれで良いとは思うのだが、きちんと説明だけできるようにしておかなければと思う。</p>
児玉主任	<p>緑化重点地区の範囲を考える上で、保全配慮地区との棲み分けを考慮した。保全配慮地区については市街化調整区域を想定し、今現在も里山保全地域や特別緑地保全地区などの制度を用いながら保全を進めている所となる。緑化重点地区は市街化区域を想定し、緑地担保のための制度を手厚くする必要からも、市民緑地認定制度の運用を想定して範囲を検討した。こうすることで、都市計画区域全域をカバーすることができていると考える。</p>
亀山会長	<p>法の主旨と所沢市との考えにずれが生じるため、そこは、私たちの市はこうしたい、ということを書いておけばよい。</p>
城戸委員	<p>認定市民緑地の対象要件として緑化重点地区という話しだったが、それに加えて緑化地域ともある。この緑化地域の指定はしないのか。緑化地域とはそもそもどういったものなのか。</p>
児玉主任	<p>所沢市には所沢市街づくり条例に基づく緑化基準が設けられている。緑化地域は都市緑地法に基づいて、緑化の基準を運用するものとなる。緑化地域を定めることにより条例よりも厳しい形で緑化を求めることになる。</p>
城戸委員	<p>椿峰などは緑化地域に該当するのか。</p>
児玉主任	<p>緑化地域の指定は、全国的にも横浜市、名古屋市、川崎市などに限られ非常に少ない。法による基準が厳しいものになるので、開発との兼ね合いを見ながら運用を考えざるを得ないものかと思う。</p>
朝日航洋（株） 木村様	<p>緑化地域は都市計画決定により用途を決める手続きとなる。地域の範囲を決定し、その中の緑化率を定めるものとなる。当然、市街地を想定するものだ。城戸委員の質問の意図は、市民緑地の市街化調整区域への適応ということだと思うが、それを行うのは市民緑地契約制度という旧</p>

<p>城戸委員</p>	<p>来からのものになる。現に鳩峰が指定されている制度だが地域を問わず、市街化調整区域にも指定することができる。市民緑地認定制度は市街地の空き地への対応が想定されており、狙い所がそれぞれにあるものとなる。</p> <p>市民緑地を増やしたいということではなく、この基本計画で適応範囲が決まってしまうということなので、提案の内容でも良いのだが、例えば市街化区域界から 500m など、適応できる範囲を広げておくという考え方もあるのではないか。今後のことを考えると余裕を持たせておくもある。</p>
<p>みどり自然課 奥村課長</p>	<p>市民緑地認定制度については、やはり市街化区域と市街化調整区域の棲み分けを考えたい。市街化調整区域については、他の制度で保全することができ、手厚くやっていきたいと考えている。一方で、市街化区域内の緑地については庁内でもどうするのかと議論になることが多い。これまでみどり自然課としては、都市公園として頑張ってもらいたいという所であったが、都市緑地法の改正を受け、市街化区域内の緑地について保全、創出していかなければと考えている。先ほども話しにあったが市民緑地認定制度が出来た背景には、人口減少に伴う空き地や空き家などが首都圏を中心とした市街地に増えてきており、その対策をどうするかということがある。その背景を考えると、市民緑地認定制度については市街化区域の中で重点的に施策を講じるべきであろうと判断し、市街地全域を緑化重点地区に指定して制度の進捗を図っていこうと考えている。この案は市街化区域全域を緑化重点地区にしようとするもので、恐縮となるが、私どもからすると凄いいことになる。本当はもっと地域を限定して駅周辺のみなどに限ることもできるのだが、認定市民緑地が増えれば市街地全体の緑地の創出にプラスになるので、非常に前向きに取り組んでいるというのが、思いとなる。</p>
<p>城戸委員</p>	<p>これを拝見してこんなやり方があるのかと感心したのだが、見ると欲が出てきてこのようなことを申した。考えは良く理解した。</p>
<p>荻野委員</p>	<p>生産緑地地区について、農地の保全がみどりの基本計画に位置付けられるのは非常に大切だと思う。質問は、6 ページの地図に黄土色で示された生産緑地は現時点のものなのか。2022 年問題が言われている中で、特定生産緑地地区を指定していくとしているが、現在の生産緑地全てを特定生産緑地地区に指定していくということになるのか。ただ、先ほどの市民緑地やみどり法人の話しでも市の財政が先々厳しい、ということ</p>

<p>児玉主任</p>	<p>が書かれている。特定生産緑地も営農が出来なくなってくると、市が買っていくということが出てくるかもしれないが、片方では財政が厳しいと言いながら、市街化区域内の土地の買い取りは厳しいのではと思うのだが、考えをお聞かせ願う。</p> <p>生産緑地については所管が都市計画課となり、そちらで進めている所となる。特定生産緑地の制度説明や移行を促すための案内を今後やっていくという方針のようだ。ただ、特定生産緑地に移行されるかどうかは、あくまで地権者様の判断に委ねられる所があるので、どれだけが移行されるかは、まだ確認できていない。今後、地権者様へのアンケートなどで意向を確認しながら対応を検討していきたいということだった。また、財政の話はもっともで、市街化区域内の土地の購入では多くの費用がかかる。それを考えると、生産緑地が解除されるからと全てを買えるものではない。購入という形だけではなく、先ほどから話しに出ている市民緑地など民間の力をお借りし地権者様のご協力を仰ぎながら対応していくということが考えられる。</p>
<p>荻野委員</p>	<p>わかった。ただ、市民緑地制度のメリットとして固定資産税、都市計画税の減免が半分から3分の1程度ということで、それではちょっとと思う。国の制度なので難しいかもしれないが、もう少し踏み込んだメリットを出せないと、宅地化してしまう。できれば農業担当、都市計画担当にも察していただいて、もう少し明るい出口が示せると良いのだが、希望を込めての意見となる。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>この図は今の生産緑地を示したものとなるので、計画図にはなっていない。これは現況図であり計画図でないので、少し考えておいた方が良いのではないかと。これをどういう方向にもっていきたいのか、簡単ではないが示し方を考えないと、計画案にはなっていない。農産地としてどうするか、もう少し踏み込んで考えた方が良いのでは。都市計画が担当する分なので難しい所もあるのだろうが。</p>
<p>水上委員</p>	<p>農家レストランや直売所という表現があるが、具体的に農家レストランとはどういったものを考えているのか。</p>
<p>児玉主任</p>	<p>例えになるが、所沢で言えばお茶の生産業者様の加工場などがあり、そういった所にレストランや直売所が併設されることによって、身近な所で畑を見学しながら、取れたての農作物を味わうことができるようなものを制度では想定しているのではないかと。</p>

水上委員	<p>どこかの大手スーパーがやるような大きな建物、駐車場で大勢を誘客するような、道の駅のような規模のものではないということか。かえって自然、環境破壊になるようなものと逆行することにもなりかねない。その辺りの考えを尋ねたい。</p>
塚原委員	<p>生産緑地については営農するという場所なので、そもそも農家レストランなどを作れない場所であったはず。作れるものの規模に制限があり、農地をつぶして大規模レストランを作るというようなものではない。そこで生産したものを扱うということで、緑地の中の一部にちょっとしたレストランや直売所をとというのが法上のイメージであったかと思う。大規模なものを作れるようなものではない。</p>
児玉主任	<p>施設の規模で言うと 500 m²未満の施設となる。法の主旨は、市街化区域内の用途地域では認められていない所を、田園住居地域という用途を新たに設けて都市計画決定することで、その中に農家レストランや直売所を検討できる、というものになる。</p>
水上委員	<p>そうなると、農家レストランをつくりたいという人は、市に対して申請して許可を得てつくるということになるのか。</p>
児玉主任	<p>まずは都市計画を変更するという手続きから始まることになる。用途地域を決定して建てられる条件を整えてからということになるので、行政と一緒にやっていくことになるのかと思う。</p>
荻野委員	<p>保全配慮地区について、3 ページに地区ごとに書かれているが、「くぬぎ山周辺保全配慮地区」の記述に、「ふるさとの緑の景観地」の「指定の拡大と継続」と表現されている。一方、他の地区は「継続」のみの表現となり「拡大」とはない。何か特別な意図はあるのか。できれば他の地区も「拡大」としてもらいたい。</p>
児玉主任	<p>確認するとともに、今の話しを踏まえて検討させていただく。</p>
亀山会長	<p>よろしく願います。 エコロジカルネットワークについては法的な根拠に基づかず考えているものだが、いずれにせよ、みどりの基本計画ができた後で生物多様性地域戦略をつくるということなので、基本的な考え方のみを示しているということによろしいか。</p>

児玉主任	その通りとなる。
関谷委員	規模の大きな所沢カルチャーパークや小手指ケ原公園がなかなか進まないというのは理解しているつもりだ。だが、10ページの①、②の方針については、ほとんどが「検討する」という表現になっている。以前にも発言をしたのだが、都市公園のリニューアルについては待ったなしなのではないか。もう少し前向きな書き方はできないものか。
亀山会長	全部をやれということではないにせよ、やらなければならないことはやるんだとしておかないと、予算化されない。そういう意味でも書いておいた方が良くはないか。「検討」だけだと予算もつかずにやらないということが多分に起こるのではないか。そこを危惧しての発言かと思う。
関谷委員	もう一つ良いか。10ページの市民との協働について、「公園協議会の設置を検討します」とある。公園協議会の設置という話しになれば、当然、管理や推進施策についてもこの協議会で協議をしていくのだろうという思いもあり、先ほどの発言につながる。
亀山会長	この公園協議会というのは、イメージとして市全体のものになるのか、個別の公園について集まってもらい、その公園をどうするか考えるものなのか、どちらになるのか。大切な部分なのでイメージがはっきりするように書いた方が良い。
公園課 岩崎課長	個別の公園において自治会などを想定して考えている。
亀山会長	だとすれば、個々の公園のありようについて、としてわかるように書いておいた方が良い。
関谷委員	個別でというのであれば、個別でお願いします。
木村委員	公園協議会がどのようにできるのか、ということのイメージがつかない。公園の指定管理会社から公園協議会をつくりたいのだが、どうしたらよいかわからないということで、サポートする仕事をおこなったことがある。何ヘクターもある公園であると、公園ごとに公園協議会をつくるということもある。ただ児童公園などでも皆さんが色々と思われていることがあるので、地区ごとにそういったことを考える場があると良

	<p>いのかもしれない。私が携わった場合は、指定管理会社が主導をして自治会や警察にお声掛けして、一つの場で公園について話し合うということにした。だが、実際はその部分を行政がやるのか、自治会がつくりたくてやるのか、その辺りがあいまいで、どうなのかと思う。行政がやるとなると、どこをやるのかということが難しくなるのだが、例えば自治会が公園協議会を立ち上げたいのだがサポートしてもらえないか、といった話しがあるかもしれない。それに対してサポートする、ということであれば、それ程難しいことではない。そういう書き方もある。自治会単位で高齢化が進んでいて一人暮らしが増え、まちが機能しなくなりつつある中で、コミュニティーの場として緑地や公園を使いたいという話しを割りと聞く。そのような中で公園協議会が機能していくかもしれないと感じる。</p> <p>それからもう一つ。所沢市でも公園管理の方法として指定管理が出てくるかもしれない。みどりの基本計画の中にそういったことを位置づける必要があるのかどうか。指定管理を委託している所として、例えば、さいたま市では全ての公園を指定管理に出していたり、部分的に出している市町村もある。さいたま市では全てを出しているが故に、行政に直営のためのノウハウが無くなり、指定管理者に対して良い悪いと言うことができず大変だそうだ。所沢市では市民協働という記述になっているが、市民は黙っていても動いてくれるものではない。何らかの働きかけをするとすれば、市民協働のノウハウを持っている指定管理業者を大きな公園に関しては入れていくのかもしれない。そういった時に、どう民間の力を取り入れながら、指定管理の目的である質をあげつつお金を抑えることを達成するのか方針が入っていると良い。所沢市がこれから全く指定管理をやらないということであれば違うのだが。よその市が次々と指定管理を入れている中で、今後、可能性はあるのかと思う。ここに入れるのかどうかということにはわからないが。</p> <p>今の話しはどちらも根っこは同じで、市町村で何かをおこなう際に、末端のコミュニティー単位はどうしていくのかということ。市がおこなおうとすることと、地域の人たちがコミュニティー単位別にやりたいことと、それぞれが違っていることがある。そこをどうするかということで、福祉の分野などでは難しい局面になっていると感じる。公園も福祉に近い所がある。どのコミュニティーレベルの所で考えるかを理解されておくべき。指定管理についても同じことが起こってくるので、どこにどう書くのかは別にしても、考えてもらいたい。</p> <p>公園の大きさは大小、様々あるのだが、公園の管理はどのようにやっ</p>
<p>亀山会長</p>	
<p>水上委員</p>	

	<p>ているのか。樹木や花壇が何年かすると荒れたりする。差し迫った問題では先日のプールの壁が倒れてしまったり、蜂が巣をつくってしまって危険だということもある。誰が監視をして管理しているのか。</p>
<p>公園課 岩崎課長</p>	<p>管理については基本的に業者委託となる。それから職員の現場作業員で草刈や樹木の剪定、伐採をおこなう。施設の修繕については業者に委託することになる。花壇は要望があつたりするので設置許可を出して、自治会でつくり管理してもらう。</p>
<p>水上委員</p>	<p>管理の前に、何かしら状況が発生しているというのはどのように収集するのか。誰かが定期的に見まわって情報収集するのか、木村委員の話のようにまちのコミュニティー単位で要望があつた際に見に行つてこうなっていた、ということなのか。</p>
<p>公園課 岩崎課長</p>	<p>多くは利用者の市民の方からの情報提供による。ここが壊れているから危ない、といった話をいただく。自分たちで点検して回ることもある。それから自治会さんに清掃を依頼していることから、清掃時に気が付いたところについて教えてもらっている。</p>
<p>水上委員</p>	<p>公園課としては直接見に行くことは無いのか。</p>
<p>公園課 岩崎課長</p>	<p>それもある。年に2回は遊具の見まわり点検をおこなっている。</p>
<p>水上委員</p>	<p>遊具に不具合があつた場合には、民間にお願いして修繕ということになるのか。</p>
<p>公園課 岩崎課長</p>	<p>その通りとなる。</p>
<p>三ツ木委員</p>	<p>公園も2、30年経つと周囲の住民も変わる。公園に対する意見を聞く機会はあるのか。自治会長から言われて、答えるだけか。今の公園を維持管理するのも大切だが、年寄しかいないなど利用形態が変わっていることがある。そのため公園協議会を定期的に関くと、利用者の意見を聞く機会になるのではないか。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>いっぱいある個別の公園でやるとなると厳しいものがある。先ほどのリニューアルの部分にも関わる所だ。</p>

原口委員	<p>緑化重点地区の③について、緑化ガイドラインは公共施設を対象としているが、市民からすると市が決めたことだから早く実現できるだろうという思いがある。だがこれまでの進捗を見ると公共施設の緑化については苦戦している。その中で、ここの記述については「生物多様性への配慮などモデルになる緑化の推進」ということでハードルを上げている。ハードルを上げてあえて書くということであれば、直ぐに市民の方から具体的なものが求められるので、用意しておかなければならないと思うのだが。その辺について案があるのか、早急に考えるのか考えを示して欲しい。</p>
亀山会長	<p>今直ぐに答えられなければ、もう少しこの点について検討をしてみようということが良い。</p> <p>今日はそれぞれの方から色々な課題を出されているので、そのご意見についてどう書いていくか整理してもらえればと思う。</p>
長谷川委員	<p>7ページの緑化重点地区について、⑥に「みどりのパートナー」とある。一方、2ページの保全配慮地区については、(1)②で「市民協働」という表現になっているが、実際には保全配慮地区についても「みどりのパートナー」が活動をされているので、その文言を入れてはどうか。</p>
児玉主任	<p>お話しの通り、「みどりのパートナー」さんのお力というのは非常に大きなものがある。ここでは「みどりのパートナー」さんの他にも、例えばくぬぎ山地区などで活動されている方も沢山いらっしゃるのでもって「市民協働」という表現にした。ご指定の通り、中身がもう少し明確になるように「みどりのパートナー」といった表現も含めて修正させてもらう。</p>
長谷川委員	<p>全体の文字のボリュームとの兼ね合いもあると思うので、含めて検討いただきたい。</p>
荻野委員	<p>エコロジカルネットワークについて2点ほど。「(2)水とみどりがつくるネットワーク事業地区」が地図に示されておらず、具体的にどこにあるのかわからない。これから考えるということなのか、興味がある。</p> <p>それから16ページの砂川掘について、とても自然豊かな水系なのだが、かつては有機物の入った都市下水をいったん下富調整池に回して、そこで水たまりのような環境をつくっていた。そうすることでシギやチドリがやってくるほどの生きものの豊かな川だった。それについて、ここに記述してもらっていると思うのだが、現在は残念ながら、常に水を</p>

	<p>切り回して調整池に入れるようにはしていない。大雨時の洪水対策の役目だけになっていると思う。通常は真っ直ぐに流れてしまってシギヤチドリがやってくるような水辺池では無くなってしまっている。下富調整池は1ヘクタールくらいある広い池で市の所管であるので、もし可能であれば昔のように都市下水路の水そのものを一度切り回ししてもらい、調整池に入ってまた出ていく、というようなものに改善できれば、生きものの多様さが砂川掘にもどってくるのかと思う。可能かどうかわからないが、提案したい。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>2点ほどあった。後半は担当課と話しをしてもらえればと思う。前半の「水とみどりがつくるネットワーク事業地区」は何をやってくれるのだろうという期待がある。</p>
<p>児玉主任</p>	<p>水辺の軸として位置づけた河川をメインに、保全した緑地などをつないで散策しながら所沢の自然を楽しんでいただくためのコースを検討していこうという話しが庁内にある。具体的に事業を進めるためにも文言としてここに載せたという経緯がある。ご指摘の通り、まだ具体的になっておらず大きな枠組みを決めた段階になる。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>散策路整備をおこなう、ということが具体的な事業になるのですね。</p>
<p>児玉主任</p>	<p>下富調整池の件については、担当課に確認をしていきたい。</p>
<p>城戸委員</p>	<p>今回、エコロジカルネットワークについて具体的に計画をつくってもらい良かったと思う。読ませてもらうと、エコロジカルネットワーク自体の項目がありつつ、さらに他の重点地区や緑化に絡む部分にも「エコロジカルネットワークに配慮した」という表現が入っており、総合的に取り組むという姿勢が見えて、まとめ方としてすごく良い。</p> <p>それから12ページのエコロジカルネットワーク方針図について、丸印からの引き出し線が入っているのだが、右下の「駅周辺・住宅地周辺」については引き出し線が無くどこを指しているのか、わかりづらい。この辺、工夫してもらえると良い。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>引き出し線だらけになってしまいそうだが。</p>
<p>児玉主任</p>	<p>もう少し色味で差を出すなど、表現を検討する。</p>
<p>木村委員</p>	<p>ここに書かなくても良い話しだが、散策路の話しはとてもわくわくす</p>

<p>亀山会長</p>	<p>る計画だ。昔、ガイドをやっていたシンガポールでは、国家事業でパークコネクト構想という日本人が考えたものがあった。何十年もかけて公園同士が緑道で結ばれて、市民の散策路でもあり、自然が好きで訪れるような観光客の観光地でもあり、国の価値を上げている。ここには市民と共につくると書いてあるのだが、実際に何か体を動かして、みんなでわくわくしながらつくるという前段階から市民の方でやっていると、その後、どんどんつくることに参加してもらえるようになる。このような楽しいことは、市民とともに考える所からやればいいと思う。</p> <p>これから動き出す話なのだが、運動として考えることが大切だ。市が何かを用意するのではなくて、地域の皆さんと一緒に考える運動と捉えることがこの部分では大切になる。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>色々な部分についてご意見をもらった。この議論についてはここで終わらせてもらう。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>議題2 その他</p> <p>配布資料「所沢市まちなかみどり保全地区設置要綱」について、みどり自然課 荻野主任から説明をおこなった。質疑応答については、次のとおりであった。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>今まで行き届いていなかった300㎡以上のまちなかのみどりについて保全するというものになる。想定しているのは農家の屋敷林や、小さな雑木林になるのか。イメージを共有したいのだが。</p>
<p>荻野主任</p>	<p>まちなかにある一団の樹林地となる。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>一団の樹林地というのは、どんなイメージの所になるのか。</p>
<p>児玉主任</p>	<p>市街化区域内の樹林地としては、例えば住宅地開発の中にポツンと残されているものや、開発が比較的おこないにくいと思われる崖線沿いに残っているものなどが見られる。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>どのくらい存在しているのか。</p>
<p>荻野主任</p>	<p>300㎡から500㎡までのものが150件程度、500㎡以上のものが190件程度あると確認している。</p>

亀山会長	具体的に調べたということで、了解した。
荻野主任	この要綱は7月1日から施行されている。
関谷委員	保存樹林とは面積要件が違っているのか。
荻野主任	保存樹林は500㎡からとなる。
亀山会長	意欲的にやっていると思う。
木村委員	税の減免があるとのことだが記述はあるのか。
荻野主任	記述はないが、担当課との協議にて決まった内容となる。
三ツ木委員	樹林地ということだと、現在、緑地でなければならないのか。住宅地内で草原のようなものは駄目なのか。
亀山会長	草原で、という訳にはいかないだろう。市が除草等の管理をおこない、市民に望まれる樹林地である必要がある。
亀山会長	それでは審議を終了する。
	4 閉 会